

令和5年4月28日

各局・区・室長 様

福岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

福岡市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけの見直しにより、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されます。

これに伴い、令和2年4月7日に設置した福岡市新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月7日をもって廃止いたします。

今後の日常における基本的な感染対策については、特措法に基づく「基本的対処方針」や各業界団体が作成した「業種別ガイドライン」が廃止され、個人や事業者による判断に委ねられることとなります。

新型コロナウイルス感染症は、今般の見直しにより5類感染症に変更となりますが、オミクロン株は感染力が非常に強いウイルスである状況に変わりはないことから、今後も日常における基本的な感染対策を行っていく必要があります。

各局・区・室においては、引き続き、国から示される情報等を基に各業務や施設に応じた基本的感染対策を講じるよう願います。

<参考>

別紙1 新型コロナウイルス感染症 5類移行後の主な変更点

別紙2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方及び療養期間の考え方等について(抜粋)

※今回**別紙2**は添付していません。

【問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(保健医療局総務企画部総務課) 畑江、中嶋
TEL 707-3680(内線 2143)

新型コロナウイルス感染症 5類移行後の主な変更点

項 目	5/7 まで	5/8 以降(5類移行後)
発生動向	すべての感染者数を毎日公表 ※発生届などによる全数報告	定点調査による週1回公表 ※定点医療機関による報告数
医療体制	限られた医療機関による対応	幅広い医療機関による対応に移行
外来医療費・検査	自己負担なし ※初診料等を除く	自己負担あり(保険診療) ※コロナ治療薬は9月末まで公費支援
入院費	自己負担なし	自己負担あり(保険診療) ※高額療養費制度の自己負担の一部 (上限2万円)は9月末まで公費支援
法に基づく 外出自粛要請	あり ※発症後7日(10日)かつ症状軽快から 24時間経過するまで外出自粛要請	なし ※発症後5日かつ症状軽快から24時間経過する まで外出を控え、10日経過するまではマスク着用し ハイリスク者との接触は控えるよう推奨
健康観察、 濃厚接触者の特定	あり ※健康観察はハイリスク者に対してのみ	なし
宿泊療養施設	あり	なし
無料検査	あり	なし
感染対策 (マスク等)	基本的対処方針、業種別ガイドライン に基づく対策	個人や事業者の判断 ※基本的対処方針・業種別ガイドライン廃止
福岡市新型コロナ 相談ダイヤル 050-3665-7980	あり	あり ※9月末まで継続

●ワクチン接種について

令和5年度については、自己負担なしで実施

【春：5～8月】65歳以上の方等を対象

【秋：9月～】5歳以上のすべての方を対象

●職員の陽性判明時の報告について

総務企画局人事課及び新型コロナウイルス感染症対策担当への報告は終了します。